

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 重層的支援体制整備事業交付金（多機関協働事業等）

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

健康福祉部 地域福祉課 地域福祉係 電話番号：058-272-1111(内3448)

E-mail：c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 49,000 千円 （前年度予算額： 20,000 千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	20,000	0	0	0	0	0	0	0	20,000
要求額	49,000	0	0	0	0	0	0	0	49,000
決定額									

2 要 求 内 容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

社会環境の変化により、複合化・複雑化した生活課題を抱える世帯が増加していることを受け、令和3年4月施行の改正社会福祉法により、市町村が各福祉分野の壁を越えた包括的な支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」が創設された。

市町村において、当該事業を実施することにより、既存の相談支援や地域づくりなどの取組を活かしながら、様々な課題に対応するための包括的な支援体制を整備できるよう、県は市町村へ適切な支援を行う必要がある。

（2）事業内容

○重層的支援体制整備事業交付金（多機関協働事業等分）の交付

重層的支援体制整備事業を実施する市町村に対し、多機関協働事業等に係る都道府県負担分を交付する。

(3) 県負担・補助率の考え方

国 1 / 2、県 1 / 4、市町村 1 / 4

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	49,000	重層的支援体制整備事業交付金（多機関協働事業等分）
合計	49,000	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第5期岐阜県地域福祉支援計画に掲載予定

(2) 国・他県の状況

【国】

令和2年6月 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）が公示

令和3年4月 改正社会福祉法が施行

令和4年9月 令和5年度厚生労働省予算概算要求にて、都道府県負担が明示。

【他県】

令和5年4月1日時点で、189自治体が（42都道府県）事業を実施している。

【県内】

令和5年度は岐阜市、関市の2市が事業を実施している。

令和6年度は、岐阜市、大垣市、関市、美濃加茂市、恵那市、海津市で実施予定。

(3) 後年度の財政負担

市町村における包括的な支援体制の整備は継続的に実施する必要があるため、後年度も継続する。

(4) 事業主体及びその妥当性

社会福祉法第6条第3項では、県は、市町村において重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならないとされており、市町村の事業実施を援助する必要がある。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	重層的支援体制整備事業（多機関協働事業等）
補助事業者（団体）	市町村（一部事務組合及び広域連合を含む） （理由） 社会福祉法第106条の4に規定により、市町村が事業の実施主体とされているため。
補助事業の概要	（目的） 市町村における包括的な支援体制の整備 （内容） 多機関協働事業、参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施により、市町村において、属性を問わない相談支援、社会参加への支援、地域づくりを一体的に実施するための体制を整備する。
補助率・補助単価等	定率 （内容） 1/4（国1/2、市町村1/4） （理由） 国交付金の交付要綱において、都道府県の補助率が1/4とされているため。
補助効果	事業を実施することで、高齢、障がい、子育て等の各分野の機関が協働し、分野を超えた包括的な支援を行うための体制を整備することができる。
終期の設定	— （理由） 社会福祉法第106条の9において、市町村が事業実施のために支弁する経費について交付金を交付することとされているため。

(事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

複合化・複雑化した課題を解決するために、市町村が重層的支援体制整備事業を実施し、地域の実情に応じた包括的な支援体制を構築できるようにする。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R4)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R11)	達成率
①包括的な相談支援体制を整備している市町村	18	42	42	42	42	42%

補助金交付実績 (単位：千円)	R2年度	R3年度	R4年度
	—	—	—

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	
令和3年度	
令和4年度	

(事業の評価)

<p>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない</p>	
(評価) 3	<p>個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化し、分野・制度ごとに整備されてきた公的支援制度では対応が困難な事例が顕在化しており、市町村による包括的な支援体制の整備が急務となっている。</p>
<p>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3:期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2:期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1:期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0:ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)</p>	
(評価)	
<p>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている</p>	
(評価)	

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 希望する市町村が重層的支援体制整備事業の実施により、包括的な支援体制を整備していくことが重要であり、円滑な事業の導入に向けた支援が必要である。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 令和3年施行の改正社会福祉法により、市町村における包括的な支援体制整備の方策として本事業が創設されたところであり、実施市町村の拡大を含め、引き続き事業を継続していく必要がある。</p>
--